

2024

06

全国健康保険協会 京都支部
協会けんぽ

健康保険 きょうと

職場内で掲示・回覧をお願いいたします

健診を受けた後のフォロー・
健康管理 はとても重要です!

健診結果で**特定保健指導**に該当された場合、今年度は次の①～③のいずれかからご案内いたします。
事業所様へご案内が届きましたら、対象者様へのお声かけ、日程調整等のご協力をお願いします。

1

健診実施機関

健診当日にご案内をする場合があります

3

協会けんぽ京都支部が
業務委託している専門機関

- 株式会社ベネフィット・ワン
- 株式会社オクタウェル

2

協会けんぽ

「再検査」「要精密検査」「要治療」となった方は医療機関へ受診を!

健診で大切なことは、大きな病気を予防することです。基準値を超えて「再検査」「要精密検査」「要治療」などとなった場合は、早めに医療機関を受診し、病気の「早期発見・早期治療」につなげましょう。

生活習慣病予防健診の結果、血圧・血糖・LDL コレステロールが基準値より高く、健診後に医療機関への受診が確認できなかった方へ、受診をお勧めするお知らせをご自宅へ郵送しています。



事業主様からも受診のためのお声かけ、ご配慮をお願いします

詳細はこちら

協会けんぽ京都支部では、皆様の健康増進のため、
下記健診機関でのトータルヘルスケア事業を実施しています。

トータルヘルスケアは、生活習慣病予防健診の受診当日に健診結果や生活習慣などを
保健師・看護師・管理栄養士と一緒に振り返り、健康づくりのアドバイスやご質問にお答えして、
健康づくりへの取り組みをサポートする短時間の健康相談です。

トータルヘルスケア実施機関

- ・京都工場保健会 ・洛和会音羽病院 ・堀川病院 ・京都予防医学センター
- ・京都鞍馬口医療センター ・京都微生物研究所附属診療所

事業所様に検診車で出張する場合にもご利用いただけます。詳しくは実施機関へお問い合わせください。
(当日の健診体制等の都合により、実施していない場合もあります。)

京都支部の
現在値

特定保健指導実施率

全国

30位
(令和4年度実績)

特定保健指導実施率は協会けんぽのインセンティブ制度の評価指標です
特定保健指導とは、メタボリックシンドロームに着目した健診の結果、
「生活習慣病」の発症リスクがあると判定された人に行われる保健指導です。

上手な医療のかかり方

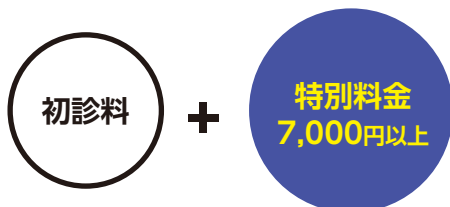
医療費を上手に節約することは、保険料率の上昇を抑えることにもつながります。皆様のご協力をお願いいたします。

かかりつけ医を見つけましょう!

「大きな病院の方がなんとなく安心だから…」と、紹介状なしで初診から大病院*を受診していませんか？
紹介状を持たずに受診すると、診察料に加えて以下の特別料金がかかります（緊急時等を除く）。

*高度な医療を提供したり医療技術を研究開発している病院や、病床数が200以上の病院

かかりつけ医の「紹介状」がない場合



かかりつけ医の「紹介状」がある場合



安心して継続的に受診できる「かかりつけ医」を見つけることで、一人ひとりの病歴や体質などを踏まえた診療を受けることができます。
詳しい検査や高度な医療が必要と診断された場合は、適切な大病院や専門医を紹介してもらうことができますので安心です。

柔道整復師（整骨院・接骨院）のかかり方

健康保険の対象となるとき・ならないとき

柔道整復師（整骨院・接骨院）にかかる場合、協会けんぽから療養費としてその一部が支払われます。
しかし、柔道整復師による治療には、健康保険の対象となる場合とならない場合があります。

健康保険の対象となるとき

- 急性などの外傷性の打撲・捻挫・挫傷（肉離れなど）・骨折・脱臼

※骨折・脱臼については医師の同意が必要です（応急処置を除く）

上記以外の診療は
健康保険の対象外ですので
ご注意ください!



健康保険の対象とならないとき

- 単なる肩こり、筋肉疲労
- 慰安目的のあん摩・マッサージ代わりの利用
- 病気（神経痛・リウマチ・五十肩・関節炎・ヘルニア等）からくる痛み・こり
- 脳疾患後遺症などの慢性病
- 過去の交通事故等による後遺症
- 症状の改善の見られない長期の治療
- 医師の同意のない骨折や脱臼の治療（応急処置を除く）
- 仕事や通勤途上におきた負傷



ご注意ください!!

上記の〈健康保険の対象とならないとき〉に該当する場合、「健康保険が使える」と説明を受け整骨院・接骨院を受診されても、その治療費を**全額または一部、自己負担**していただくことがあります。

その場合、後日整骨院・接骨院から、もしくは協会けんぽから請求させていただくことになります。

柔道整復師にかかる場合の注意事項

- 負傷原因を正確に伝える
- 療養費支給申請書の内容をよく確認し、自分で署名する
- 領収証を必ずもらい大切に保管する
- 治療が長期にわたる場合、医師の診断を受ける

詳細はこちら



発行者  全国健康保険協会 京都支部
協会けんぽ

〒600-8522 京都市下京区四条通麩屋町西入立売東町28-2大和証券京都ビル2F
075-256-8630 (代表) 受付時間 8:30~17:15 (土日祝・12/29~1/3除く)

令和6年12月2日に健康保険証が廃止されます

健康保険証として利用登録することで、
マイナンバーカードを使って医療機関を受診できます。ぜひご利用ください。
詳細はこちらから▶

